

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 17 号

◎身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）

身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 1 条第 1 項を次のとおり改める。

（適用範囲）

第 1 条 この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。

同条第 1 項の次に次を加える。

2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号）別表に定める。

第 2 条第 2 項を次のとおり改める。

2 身体障害者の割引種別は別表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

同条第 3 項を削る。

第 3 条を次のとおり改める。

（介護者）

第 3 条 この規則において「介護者」とは、第 1 種身体障害者又は定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種身体障害者に随伴する旅客（身体障害者 1 人に対して 1 人に限る。）であつて、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券類は、身体障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区

間及び有効期間が同一のものであつて、かつ、身体障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

第4条第1項第2号を次のとおり改める。

- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

同条同項第4号を次のとおり改める。

- (4) 普通急行券 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

第5条を次のとおり改める。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

第7条を次のとおり改める。

(割引率)

第7条 身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

第8条を次のとおり改める。

(割引乗車券類の購入申込み)

第8条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

第10条見出し中、「割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし」を「旅客運賃・料金の払いもどし」に改める。

第11条本文中、「身体障害者手帳」を「有効な身体障害者手帳」に改める。